

# く報道発表資料>

総務部 税務課 課税担当 今井、石原 直通 048-830-2658

内線 2658

E-mail: a2640-06@pref.saitama.lg.jp

## 関東甲信越10都県が一斉に軽油の抜取調査を実施しました -不正軽油撲滅への取組-

関東甲信越ブロック 1 O 都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)が、軽油引取税の適正な課税を目的に、主要幹線道路等において一斉に軽油の抜取調査を実施しました。

この調査は車両から燃料を抜き取り、不正軽油<sub>注)</sub>を使用していないかを確認するために行うものです。

10都県で一斉に取り組むことで、不正軽油の流通状況を捕そくするとともに、自治体間の緊密な連携により、不正軽油の流通阻止を図ります。

#### 〇 実施結果概要

#### 1 実施日

令和6年6月17日(月曜日)

### 2 実施方法

道路を走行しているディーゼル車両に停止してもらい、車両から燃料の抜き取り及び運転者から購入先等の聞き取り調査を行った。

### 3 調査結果

燃料の抜取本数 計65本





注)不正軽油とは、主に灯油や重油を不正に混ぜて製造された軽油のことです。不正軽油の 製造・運搬・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、公正な市場競争を阻害し、 環境や県民の健康にも重大な影響を与える犯罪行為です。